

市川三郷町は
若者世帯・子育て世帯を
応援します

若者定住促進住宅(住宅取得)
結婚新生活支援事業(家賃補助)
補助金のご案内



令和5年4月1日



住宅取得

市川三郷町若者定住促進住宅補助金

町では、「自然・歴史・文化を活かした『にぎわい』づくり」を目指し、安心して生活できる住宅環境の確保と、人口増加対策を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進するため、市川三郷町内に定住を希望する若者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象者

- (1) 日本国籍または日本に永住資格のある方。
- (2) 購入者である夫婦いずれかが補助金交付申請時に満40歳以下の若者世帯。
- (3) 町内に住宅を取得（新築・建売・中古住宅）する者または取得した者で当該住宅に夫婦で居住すること。
- (4) 入居者（18歳以上）が市町村税等滞納していないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けてないこと。
- (6) 入居する方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 補助金交付後入所者が5年以上継続して取得した住宅に居住し、かつ住所を有すること。

補助対象住宅

- (1) 居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備えているもの。
- (2) 取得対価を伴うもの。
- (3) 新築もしくは建売・中古住宅であること。
※建設工事完了もしくは購入した日から起算して1年以内
- (4) 住宅の登記を完了した住宅であること。

補助金の額

- (1) 住宅を取得 …… 50万円

※本補助金は、一時所得となり確定申告が必要です。住宅借入金等特別控除の適用となり、補助金額は取得対価から控除されます。（詳細は、鯉沢税務署にお尋ねください）



申請方法

この補助金を受ける方は、以下の書類をそろえて

町役場政策推進課（本庁舎2階）へ提出してください。

- (1) 市川三郷町若者定住促進住宅補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 住宅の売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写しまたは建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し
（登記が完了している場合は、表題部、権利部の両方が記載してある登記全部事項証明書（建物）の写し）
- (4) 住宅の位置図及び間取り図（居住用であることが確認できるもの）
- (5) 入居者全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- (6) 入居者全員（18歳以上の者）の前年度の市町村税等の滞納がないことの証明書（国民健康保険料含む）（様式第2号）

※補助金は年度予算です。補助金申請の時期によっては、補助金の交付決定及び補助金交付をお待ちいただく場合がございます。建築・購入の予定がでた際は、早めに政策推進課へご相談下さい。

※上記書類以外に審査に必要と判断された場合は、別途必要書類を提出していただくことがあります。

※申請様式は、町役場政策推進課または町ホームページよりダウンロードできます。

補助金の交付決定

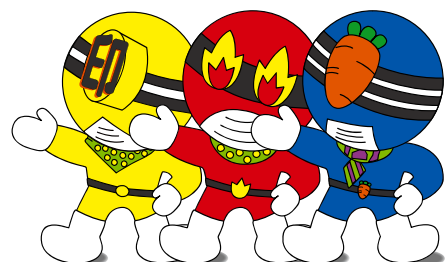
補助金の交付申請があった場合、町がその内容を審査し、市川三郷町若者定住促進住宅補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知します。

※補助金は年度予算です。補助金申請のタイミングによっては、補助金の交付決定及び補助金交付をお待ちいただく場合がございます。建築・購入の予定がでた際は、早めに政策推進課へご相談下さい。

補助金の請求

補助金の交付決定を受けた方は、取得した住宅の登記が完了した日から起算して90日以内に、市川三郷町若者定住促進住宅補助金請求書（様式第4号）に以下の書類を添えて、町役場政策推進課（本庁舎2階）へ提出してください。（状況により現地確認をおこなう場合もあります。）

- (1) 住宅の登記全部事項証明書（建物）の写し
- (2) 入居者全員の住民票の謄本（続柄記載のあるもの）※新住所地のもの
- (3) その他町長が必要と認めるもの



補助金の返還

町は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた方に対して、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。

補助金の交付を受けた方及び次の各号に掲げる方が、補助対象の住宅に5年以上継続して居住できないことになった場合、または事実と相違するときは、速やかに市川三郷町若者定住促進住宅補助金返還届出書（様式第5号）により町長に報告し、補助金の全部又は一部を返還するものです。

この場合において返還金額は、補助金交付額を5で除した額に5年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てる。）を乗じた額とします。ただし、単身赴任、施設入所、離別、死別、就学等やむをえない事情による場合を除きます。

- （1） 補助金の対象となる夫婦
- （2） 補助金の対象となる夫婦の子又はいずれかの子



家賃補助

市川三郷町結婚新生活支援事業補助金

町では、令和2年度から若者世帯をさらに応援しようと結婚生活のスタートを賃貸住宅で始める新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象世帯

- (1) 令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- (2) 夫婦の合計所得が500万円未満。
- (3) 婚姻日に、年齢が夫婦ともに39歳以下。
- (4) 申請時に夫婦がともに市川三郷町に住所を有していること。
- (5) 入居する住居が市川三郷町にあること。
- (6) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (7) 入居者(18歳以上)が市町村税等を滞納していないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 入居する方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※夫婦の一方または双方が、過去に本補助金を受給したことがある場合(他の自治体での受給を含む)は、補助の対象になりません。

世帯の所得の算出方法

所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年(申請日の属する月が1月から5月までの場合にあっては、前々年)の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める方法により算出した金額とする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額(申請日の属する年の前年(申請日の属する月が1月から5月までの場合にあっては、前々年)に返済した額。以下同じ。)を控除した金額

補助金の額

補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額とし、夫婦ともに29歳以下の世帯は1世帯当たり60万円を上限、それ以外の世帯は1世帯当たり30万円を上限。

補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨て。交付の対象期間は、補助金の交付を申請した日の属する4月1日から補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日まで。

※この補助金は、一時所得となり確定申告が必要です。



申請方法

この補助金を受ける方は、以下の書類をそろえて

町役場政策推進課(本庁舎2階)へ提出してください。

- (1) 市川三郷町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (3) 申請世帯全員の住民票の写し
- (4) 所得証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合)
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (8) 住居費を支払ったことが分かる書類
- (9) 入居者全員(18歳以上の者)の前年度の市町村税等の滞納がないことの証明書(国民健康保険料含む)
- (10) 引越費用に係る領収書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※本補助金は予算に限りがあります。また補助金申請の時期によっては、補助金の交付決定及び補助金交付をお待ちいただく場合がございます。

※上記書類以外に審査に必要と判断された場合は、別途必要書類を提出していただくことがあります。

※申請様式は、町役場政策推進課または町ホームページよりダウンロードできます。

補助金の交付決定

補助金の交付申請があった場合、町がその内容を審査し、市川三郷町結婚新生活支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知します。

※補助金は年度予算です。補助金申請のタイミングによっては、補助金の交付決定及び補助金交付をお待ちいただく場合があります。

変更申請と承認

補助金の交付決定後、申請内容に変更が生じた場合には、市川三郷町結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に必要書類（変更事由が分かる書類）を添えて提出してください。

町は、変更申請の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し市川三郷町結婚新生活支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知します。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りではありません。

補助金の請求

補助金の交付決定を受けた方は、市川三郷町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を、町役場政策推進課（本庁舎2階）へ提出してください。

補助金の返還

町は、補助金の交付を受けた方が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができます。

- （1）偽りの申請その他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付の決定内容その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。



問い合わせ

市川三郷町市川大門1790-3
市川三郷町役場政策推進課政策推進係
電話055-272-1103（直通）
<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/>